

さめき水田営農だより

平成25年産の助成制度が概算決定されました。

「農業者戸別所得補償制度」は

「経営所得安定対策」

に名称が変更されます！

農業者が、すでに「農業者戸別所得補償制度」に加入する予定で営農の準備等をされていることなどを勘案し、25年度については基本的に同じ枠組みで実施（名称は変更）し、26年度以降の在り方については、今後検討していくこととされました。

25年度における交付金の名称	24年度までの交付金の名称
畑作物の <u>直接支払</u> 交付金	畑作物の <u>所得補償</u> 交付金
水田活用の <u>直接支払</u> 交付金	水田活用の <u>所得補償</u> 交付金
米の <u>直接支払</u> 交付金	米の <u>所得補償</u> 交付金
米価変動補填交付金（名称変更なし）	

交付金の単価については、変更はありません。

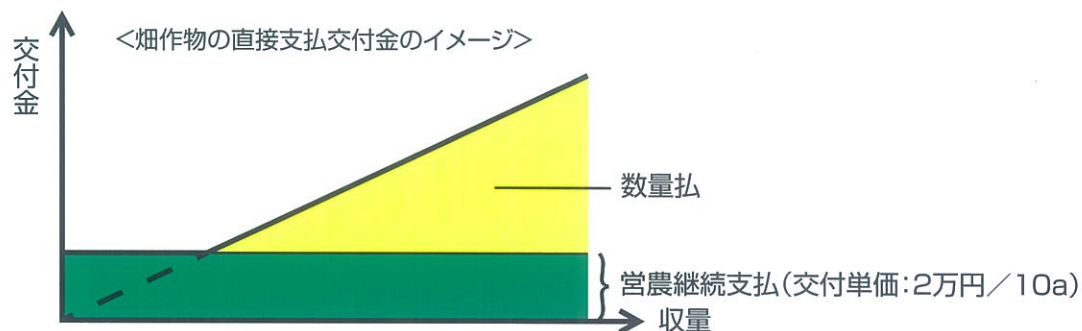
（注意）米価変動補填交付金は、24年度までと同様に25年産米の全国平均価格により算定されるので、単価の設定はされていません。

高松地域センター（農政推進グループ） 電話：087（831）8185

制度の名称変更に伴い、農業者の皆さんにお知らせする資料や申請書等に記載される名称は、「経営所得安定対策」と記載されますので、ご注意ください。

経営所得安定対策の概算決定の概略

畑作物の直接支払交付金



【数量払／品質加算】

作物毎品質毎に生産数量に応じて交付されます。

交付対象作物		交付単価
小 麦	1～2等・A～Dランク	5,950円/60kg(1等Bランクの場合)
はだか麦	1～2等・A～Dランク	7,890円/60kg(1等Aランクの場合)
白 大 豆	普通大豆・1～3等 特定加工用・合格	12,170円/60kg(普通大豆1等の場合)

このほか、そば、なたね(油糧用)、でんぷん原料用ばれいしょなどにも助成されています。

【面積払 (営農継続支払)】

前年産生産面積
当年産生産数量目標÷県平均単収 } いずれか小さい方の面積に基づき
交付されます。

水田活用の直接支払交付金

対象作物	交付単価	
	基幹作の場合 【戦略作物助成】	二毛作の場合 【二毛作助成】
麦・大豆・飼料作物	3万5千円/10a	1万5千円/10a
新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)	8万円/10a	1万5千円/10a
そば、なたね、加工用米	2万円/10a	1万5千円/10a

【産地資金】 この冊子の4～5ページを参照してください。

【耕畜連携助成】 1万3千円/10a

米の直接支払交付金

米の生産調整の達成者対し、主食用米の生産面積に基づき、1万5千円/10aを交付(経営体あたり10aが控除されます。)

米価変動補填交付金

25年度に米の直接支払交付金の交付を受けた者を対象に、25年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額が補填されます。

水田・畑作経営所得安定対策(収入減少影響緩和対策)

一定の経営規模を有する認定農業者又は集落営農組織が対象で、米・麦・大豆の25年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補填(一定額の生産者拠出金の積み立てが必要です)。

政府備蓄米への取り組みについて

- ◆認定方針作成者（ＪＡ等）から配分された主食用米作付面積については、集落内調整等を実施のうえ、確実に作付けしましょう。
- ◆主食用米の配分面積を超えて作付けする場合は、政府備蓄米に取り組みましょう。

●25年産米の生産調整は、24年産に比べて県全体で210haの緩和となりましたので、政府備蓄米に取り組む必要がない地域もあります。詳しくは地元の地域農業再生協議会までお問い合わせください。

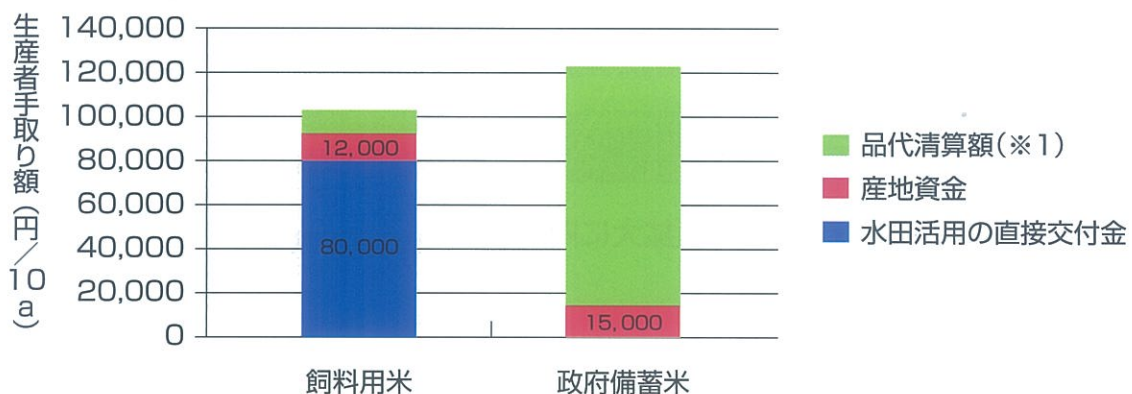
平成25年産米では、全国で25万トンの政府備蓄米買入枠が決定され、香川県に対し、**500トンの優先枠が国から配分**されています（備蓄米は、ＪＡを介して政府に売り渡すことになります）。

予定では、6月末頃までにＪＡ香川県が入札で落札する方向ですが、3月中旬現在で、確実に取り組みが可能な数量（生産者特定）として**240トン**を落札しました。残りの260トンは生産者の希望数量を取りまとめした上で落札する予定です。

落札価格は、**14,140円／60kg（税別、1等、包装込）**で、集約保管経費や販売手数料などの流通経費の控除がありますが、**産地資金の備蓄米生産助成金（15,000円／10a）**が交付される見込みであり、生産者手取り額において主食用米と遜色がないと想定しています。

※なお、香川県全体で1品種10トン以上の売り渡しが要件となっていますので、原則「コシヒカリ」と「ヒノヒカリ」で取り組むこととしますが、それ以外の品種で取り組む場合は、事前に地域農業再生協議会へお問い合わせください（県内全体で備蓄米として10トンに満たない品種での取り組みはできません）。

（参考）政府備蓄米、飼料用米（一括管理方式※2）の手取りイメージ（10a当たり）



※1：品代精算額は、飼料用米は23年産同水準、備蓄米は25年産落札価格（1等）から算出（10a当たり収量を480kgで試算）。

※2：一括管理方式とは、ほ場を特定しない（営農計画書上は仮特定します。）で主食用米品種で取り組み、配分された主食用米作付面積生産目標面積を超えて作付けした面積に相当する数量を飼料用米として区分出荷することです。

お問い合わせ先 **ＪＡ香川県（本店）営農部農産課** 電話**087(818)4104**
又は地元の各地域農業再生協議会事務局

新規需要米生産加算

主食用米の生産数量目標の減少や農業者の水稲の作付意向を考慮し、生産調整の円滑な推進や農地の有効活用の観点から加算

【加算対象者】

販売目的で生産した販売農家・集落営農組織

【対象作物】

新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)

【加算対象面積】

新規需要米の作付面積

【加算単価】

12,000円/10a

【留意事項】

右表の「新規需要米の生産性向上のための技術等メニュー」のひとつ以上に取り組むこと

新規需要米の生産性向上のための技術等メニュー

1. 専用品種の利用
2. 直播栽培
3. 田植え同時防除
4. 側条施肥の実施
5. 高度施肥管理(生育診断に基づく追肥施用等)
6. 共同乾燥調製施設の利用

麦担い手集積加算

担い手の経営の安定を図ることで、将来に向けて安定した麦生産を確保するために加算

【加算対象者】

販売目的で生産した集落営農組織・認定農業者

【対象作物】

小麦、はだか麦、種子麦

【加算対象面積】

平成25年産の麦類(二毛作を含む)の作付面積

※畑での種子用麦の作付面積は除く。

【加算単価】

3,000円/10a(個人の認定農業者、集落営農組織(任意組織))

5,000円/10a(法人格を有する場合)

【留意点】

畑(これまで助成対象外であった田を含む)の交付を受ける場合は、下表の「麦類の生産性向上のための技術等メニュー」のひとつ以上に取り組んでいること



麦類の生産性向上のための技術等メニュー

1. 土地利用集積(加算対象者自らが生産する麦類の合計面積が50a超であること)
2. 土壌改良(たい肥の導入・活用を含む)
3. 耕うん同時施肥播種栽培
4. 高度施肥管理(生育診断に基づく追肥の施用等)
5. 営農排水対策
事前浅耕、明渠、畝立て、土入れなど
6. 共同乾燥調製施設の利用

麦作拡大加算

実需者ニーズに即した効果的な生産拡大に向けて加算

【加算対象者】

販売目的で生産拡大した販売農家・集落営農組織

【対象作物】

小麦、はだか麦、種子麦

【加算対象面積】

平成24年産から25年産の麦類(二毛作を含む)の作付拡大面積

※畑での種子麦の作付面積は除く。

※集落営農を脱退して作付けをした場合などは、拡大面積の算定にあたり、23年産の実績を考慮

【加算単価】

11,000円/10a

【留意点】

畑(これまで助成対象外であった田を含む)の交付を受ける場合は、上表の「麦類の生産性向上のための技術等メニュー」のひとつ以上に取り組むこと

本県における産地資金の活用方法(暫定)の概要

活用方法の基本的考え方

- 主な活用方法は、地域の実情や意向を踏まえつつ、①生産調整の円滑な推進、②担い手の経営安定による水田農業の維持・発展、③「さめきうどん」等の原料となる「麦類」の生産振興、④政府備蓄米の確実な生産、⑤本県の主要な園芸作物の重点的な生産振興のために県域で設定
- 地域特産物の生産に配慮し、資金枠の一部を地域へ配分

備蓄米生産助成

備蓄米の生産安定を図り、将来に向けて安定した水稻生産面積を確保するために助成

【助成対象者】

政府備蓄米を生産し、政府への売渡人(JA香川県)に出荷した農業者・集落営農組織

【対象作物】

備蓄米

【助成対象面積】

平成25年産の備蓄米生産面積

【助成単価】

15,000円/10a

大豆担い手集積加算

担い手(認定農業者、集落営農組織)の経営の安定を図ることで、将来に向けて安定した大豆生産を確保するために加算

【加算対象者】

販売目的で生産した集落営農組織・認定農業者

【対象作物】

白大豆、黒大豆

【加算対象面積】

平成25年産の白大豆、黒大豆の作付面積(表作のみ)

※畑での黒大豆の作付面積は除く。

【加算単価】

3,000円/10a(認定農業者、集落営農組織)

【留意点】

畑(これまで助成対象外であった田を含む)での作付けに「交付を受ける場合は農業共済に加入していること、及び、右表の「大豆の生産性向上のための技術等メニュー」のひとつ以上に取り組むこと

大豆の生産性向上のための技術等メニュー

1. 中耕培土の2回以上の実施
2. 汎用型コンバイン又はバインダーの利用
3. 耕起・施肥・播種の同時施行技術の実施
4. 子実等水分測定による適期収穫の実施
5. 畝間灌水の実施
6. 病害虫発生予察に基づく効率的防除の実施
7. 無人ヘリコプターによる防除の実施

主要園芸品目助成

主要な園芸品目(産出額上位9品目の野菜)の産地の活性化に向けて助成

【助成対象者】

販売目的で生産した
販売農家・集落営農組織

【助成対象面積】

平成25年産の9品目(下表)
の水田における作付面積

【対象作物および助成単価】

対象園芸品目	助成単価
レタス・ブロッコリー・アスパラガス	15,000円/10a
青ネギ・イチゴ・キュウリ	13,000円/10a
トマト(ミニトマトを含む)	10,000円/10a
ニンニク	8,000円/10a
タマネギ(採種・母球を含む)	5,000円/10a

地域特産物助成等

地域の裁量により、地域特産物の生産安定に向けて助成。
詳細は、各地域農業再生協議会へご確認ください。



産地資金の留意事項

- ① 国との正式協議が5月以降に行われることとなっており、国の指導などにより、**各助成・加算措置の単価及び要件等については変更する場合があります。**
- ② また、正式協議後も、**作物別の作付実績により、資金枠が不足した場合、単価が減額調整される場合があります。**

経営所得安定対策の営農計画書の記入方法について

営農計画書の記入は、農業経営を見直す機会です。経営や作業の効率等を検討しながら、作物を選択し、今年の営農計画を立てましょう。

様式は複写式になっていますので、黒色ボールペンで強めに記入してください。

昨年と様式が若干変更していますので、ご注意ください。記入してください。

提出される際には、提出するすべての用紙の「個人情報取扱承諾・重要事項説明確認印」に押印が必要です。

作物を作る農地、作らない農地

経営耕地について、作物を作付けする農地は「**営農計画書**」に記入してください。さらに、米の直接支払交付金の申請をされる場合は、交付対象水田^注であって、調整水田や自己保全管理など作物を作付けしない農地は「**不作付地の改善計画**」に記入しましょう。

ただし、基盤整備の工事が行われる水田（土地改良通年施行）の場合は、記載する必要はありません。

注）交付対象水田は、営農計画書の「交付対象水田の可否」欄に「*」が印字されています。

「不作付地改善計画の達成予定年」の欄に2桁の数字が記載されている農地は、その年度の翌年度までに作物の作付け（家庭菜園でも可）がない場合、交付対象水田から除外されます。

記入例（イメージ）：太枠内を中

平成25年度（産）生産調整方針参加申込書及び水稲等生産実施計画書（兼）経営所得安定対策

【提出にあたっての承認事項・事項】

- 地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、高松地域センター及び関係機関が、この記載内容・記入内容に含まれる個人情報について、別所管制度との連携調整を行います。以下同様。）及び水稲共済の事務に必要な範囲内で利用することに同意します。
- 地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、高松地域センター及び関係機関が、経営所得安定対策等の事務に必要な範囲内で農業委員会から農地基本台帳の情報の提供を受けることに同意します。
- 地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、高松地域センター及び関係機関が、対象作物の作付面積調整のため、現地確認及び作付を受けることに同意します。
- 交付要件を満たしていない場合は、地域農業再生協議会が営農計画書を訂正するとともに、交付金の交付後に要件を満たさなかったことを承認します。
- 米の生産調整の実施にあたっては、記載のある生産調整方針作成者の方針に参加します。

（記入上の注意）

- 1.太線の枠内を記入してください。新たに農地を引き受ける場合は、農地を追加してください。
- 2.自ら生産調整方針を作成している農業者は、生産調整方針作成者を修正してください。
- 3.助成対象水田（これまでの戸別所得補償制度交付金等の交付を受けることができた水田）

共済組合名		トウフ		共済地区名		(99) - ト・コ	
生産調整方針作成者		市町コード	地区コード	集落コード	農業者番号		
カカワケンノウキョウ		999	099	099	9999	サヌキタロウ	
住 所		サヌキシ オオカワチヨウ ト・コ 123-4					
農地番号	(駐畔込み面積)		農地面積 (駐畔除く)	調整対象水田 (平成25年度)	作付面積		
	水田 区分	耕地 番号			所在地	水稲	水稲以外
		(1000)			a m ²	a m ²	a m ²
0101		ト・コ 123-1			950	950	950
		(300)					
0103		ト・コ 123-2			230		230
		(2000)					
0104		ト・コ 123-3			1900		1900
		(500)					
0111		ト・コ 12-10			480		480
		(1200)					
0112		ト・コ 12-12			1150		1150
		(900)				240	
0113		ト・コ 12-13			840	600	840
		(800)					
0102		ト・コ 12-14			760	760	760
合 計					6310	2250	

水稲の種類	出荷・販売予定数量 kg	生産予定面積 a m ²	作物の種類	生産数量
新規作付			小 麦	
WCS用稲			麦 は だ か 麦	
米 粉 用 米			そ の 他	
飼 料 用 米			大 豆	
そ の 他			そ ば	
加 工 用 米			な た ね	
備 蓄 米	300	600		
合 計	300			

農業共済	耕地引受筆数	水田面積 a m ²	水稲作付(引受)面積 a m ²	基準収穫量 kg	引受収量 kg	主食
合計						
水稲作付面積① (新規開田における水 稲作付面積を含む)						
加工用米等面積 ②						
主食用水稲面積 ①②						
判定						
地区平均基準単収						kg/10a
適・否						

その他の注意点

農地を追加する場合には、地権者との利用権設定又は農作業受委託契約書（使用収益等を伴う契約で、全作業についての受委託契約が対象）の写しの添付が必要です。

区分管理の飼料用米等に取り組む場合（畜産業者等と直接契約する場合）は、それを生産する作付面積と生産予定面積を必ず一致させてください。

一括管理の飼料用米に取り組む場合（主食用品種で取り組み、JAに出荷する場合）、気象被害等により収穫皆無となった場合でも、主食用米と一括管理を実施することから、契約した数量（作柄等により調整されることがあります）は出荷することになります。

作付予定を変更することになった場合は、地域農業再生協議会にご連絡ください。

記入にあたっての注意事項

地域独自の記入方法がある場合は、そちらに従ってください。

- ① 水稻の場合は品種名と植付予定時期を記入。
- ② 麦類は、今年収穫するものを記入。
- ③ 戦略作物同士の組み合わせによる二毛作を行う場合は、どちらの作物を表作にするか裏作にするかの選択が可能です。
ただし、水稻との組合せでは、水稻が表作になります。

- ④ 二毛作の場合は裏作を（ ）書きで記入。
- ⑤ 野菜で販売する場合
予定作物名と収穫時期を記入
野菜等で、販売しない場合
予定作物名と「(家庭菜園)」を記入
販売しない作物は交付金の交付対象外です

- ⑥ 夏場（7月1日時点）に作付けしていない秋冬野菜等は、予定作物名、収穫時期を記入。

- ⑦ 政府備蓄米や飼料用米、米粉用米、WCS用稲を作付けする場合は、水田の特定が必要です。記入にあたっては、**「(備)」**などを品種名の後に加筆してください。

例) 政府備蓄米の場合：コシヒカリ **(備)**
飼料用米の場合：ヒノヒカリ **(飼)**
米粉用米の場合：ヒノヒカリ **(粉)**
WCS用稲の場合：ホシアオバ **(W)**

作付面積は、「水稻作付面積」の欄に（ ）書きで記入してください。

- ⑧ J A との出荷契約数量や、実需者と直接契約している場合は、契約数量を「生産数量目標」に、作付面積を「作付面積」と「生産予定面積」に記入してください。

心に記入してください

営農計画書(兼) 水稻共済細目書異動申告票 (生産調整方針作成書提出用)

生産調整、経営所得安定対策等 (農業者用)

個人情報取扱承諾・重要事項説明確認印

同意すること同意します。
※委員会から農地基本台帳等の情報の提供を
明らかにした場合には、交付金を

(決裁・重要事項を確認しました)

「」が記載されています。は、過去の生産調整等の取り組み状況で判断しています。

共同組合員コード 12345678

氏名

電話番号 087-894-0000

作物名等又は水稻品種名 ()で作物名・面積を記入してください		予 定 水 稲 月 額 付	耕 作 進 捗 助 成	前年度実績 農業共済			※ 上水田区 分コード 中作物 コード 下：植栽 年度等
				水稻 受面積	その他		
コシヒカリ (小麦)	5 / 3			950	950	Y 150	
ナス (家庭菜園)	/			230		1	
ブロッコリー 10月	/					1	
大豆 (小麦)	/				480	1	
小麦	/				1150	1	
コシヒカリ コシヒカリ (備) (小麦)	5 / 3			840	600	Y 150	
ヒノヒカリ (飼料ソルガム)	6 / 23					1	
	/						
	/						
	/						

作付面積 (記入上の注意
生産数量目標は、播種前契約数量を基本とします。契約時の予定面積よりも、実際の作付面積が減少した場合は、実際の作付面積に見合った生産可能な数量を記入してください。)

kg	a m ²
00	1320
60	480

入選共済金額 内前年度実績(内容を更新する場合には、修正してください)

米穀用米	飼料用米	引受方式	補償割合
		方式	割
米の生産数量等		米の作付面積等	
数量目標	修正後の数量目標	目標面積(定額助算額)	修正後の目標面積
kg	kg	a m ²	a m ²

畑作物の「生産数量目標」の設定について

- 国が定めた次の設定ルールに従い、農業者の皆さん自身が設定します。
- 麦・大豆：**J A や実需者と締結した25年産に係る播種前契約に基づく出荷契約数量を基本とし、その数量を下回らないように設定してください。
- そば・なたね(油糧用)：**J A や実需者と締結した25年産に係る播種前契約に基づく出荷契約数量を基本とし、その数量を下回らないように設定してください。
- ただし、播種前契約時の予定面積よりも、実際の作付面積が減少した場合は、契約書から転記せず、実際の作付面積に見合った生産可能な数量を目標に設定してください。
 - 設定の確認のため、J A 以外と直接販売契約している場合は、契約書のコピー等を添付してください (J A と契約している場合は、J A から国へ一覽で提出されます)。

大豆・麦等生産体制緊急整備事業のお知らせ

麦類や大豆（枝豆を除く。）の生産拡大を図るため、国の24年度補正予算を活用して、農業再生協議会で基金事業として実施します。

24年度において、**香川県農業再生協議会で基金の造成が完了しましたので**、各地域農業再生協議会と協議・協力しながら、**今後、具体的な事業メニューを検討し、実施体制整備の手続きを行っています。**

国が助成の対象としている取組は次のとおりです。

- (1) 品種転換や新技術の導入等による生産性、生産体制の取組
麦や大豆の生産拡大に必要な機械や器具の整備に対する助成
- (2) ほ場条件の改善に向けた取組
基盤整備や本暗きょの設置などはこの事業では実施できません。
- (3) その他に地域が一体となって実施する生産拡大のための取組

麦や大豆の生産拡大に必要な技術は地域ごとに異なりますが、機械器具の整備については、その要件等を香川県農業再生協議会で一括して設計します。



ご注意ください！

この事業は、麦や大豆の生産拡大が目的ですので、「その機械を導入することで、麦や大豆の生産拡大ができる」ことを明確にできない機械器具の導入は事業の対象にできません。

○施設の整備は対象にできません。

○補助事業ですので、次の場合は対象になりません。

- ・すでに着手（発注）した事業
- ・自力ですでに整備した事業
- ・他の国庫補助事業で補助を受けている事業

○国庫補助事業では、通常、個人経営になじむ機械（トラクタ等）の購入を補助することができないこととされています。

ただし、本事業では、リースにより導入することが認められています。

また、購入が認められている機械についても、5戸以上の組織経営体（農事組合法人や任意組織の集落営農）でなければ、購入による導入はできません。

事業の具体的なメニュー（導入できる機械器具の種類、補助率や要件など）、メニューに取り組む場合の公募期間は、決まり次第、お知らせします。

○内容に関するお問い合わせ先／

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課

TEL: 087-825-2503

香川県 農政水産部 農業生産流通課

TEL: 087-832-3418

□経営所得安定対策(旧 農業者戸別所得補償制度)に関するお問い合わせ先／

中国四国農政局 高松地域センター(農政推進グループ)

TEL: 087-831-8185